○厚生労働省令第

号

医 療法 及び 医師法 の一部を改正する法律 (平成三十年法律第七十九号) の一部の施行に伴い、 医 師 法 (昭

和二十三年法律第二百一号) 第十六条の二第三項第四号及び第十六条 \mathcal{O} 八の規定に基づき、 並び に 同 法 を実

施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研

修に関する省令の一部を改正

する省令を次のように定める。

施するため、

医師法:

平成三十一年 月

日

厚生労働大臣 根本 匠

医師 法 施行規則及び医師法第十六条の二第一 項に規定する臨床研修に関する省令の一 部を改正する省

令

第一 条 医師法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

一・二 (略) は、次に掲げる場合とする。 は、次に掲げる場合とする。 第十九条の三 法第十六条の十第一項の厚生労働省令で定める場合	一〜十九 (略) 厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の	改正後
- ・二 (略) は、次に掲げる場合とする。 は、次に掲げる場合とする。 第十九条の三 法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合	一〜十九 (略) 生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 第十九条の二 法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚	改正前

号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(協力型臨床研修病院の指定の申請手続)	(協力型臨床研修病院の指定の申請手続)
一〜三 (略) 「一〜三 (を) 「ー〜三 (を) 「しゅ) 「しゅ (を) 「しゅ) 「しゅ) 「しゅ (を) 「しゅ) 「しゅ) 「しゅ (を) 「しゅ) 「しゅ) 「しゅ)(「しゅ) 「しゅ)(「しゅ) 「しゅ)(「しゅ)(「しゅ)(「しゅ)(しゅ)(「しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(しゅ)(一个三 (略)
(基幹型臨床研修病院の指定の申請手続)	(基幹型臨床研修病院の指定の申請手続) (基幹型臨床研修病院の指定の申請手続)
一・二 (略)	一・二 (略) 分に応じて行うものとする。 病院(以下「臨床研修病院」という。)の指定は、次に掲げる区第三条 法第十六条の二第一項に規定する都道府県知事の指定する(臨床研修病院の指定)
改正前	改正後
作糸音之が己工音之	

て、 第 同 を 研 五. た書類 同条第三項中「次に掲げる書類及び臨床十七号まで」とあるのは「前項第十四号経由して都道府県知事」と、同条第二項修病院として共同して臨床研修を行うこ を除 す 協力施設 + 経 用 床 同 臨床研修病院以外のものをいう。
「力施設(臨床研修病院と共同して、研修を行う基幹型臨床研修病院、 る す る。 0) 前 を は「次に 条 この とあ 構 0 (臨床研 成 るのは「第三号に掲げることとなる関係施 場 定 掲 合 は、 げに 都 る事 お協 11 力 て、 床府 項 一臨 県 第 知 同床 関係施設相互問いう。以下同じのして臨床研究 十二号 事」とあ 条研 行うこととなる 第 修 -四号から第二項中「第 協 る 病 力型臨 及項院の 書 床 るの 研 類 **互間の連携体制を記載同じ。)をいう。以下研修を行う施設であっ** 修 第 修病院群(共同してり第十七号まで」と「前項第十三号から 十三号に と は 次 定 読 0 病院 掲 申 4 げる 替えるも 掲げる 0 \mathcal{O} 者床事 て

法 第 条 \mathcal{O} 項第 申項 第 が四 号 \mathcal{O} 厚 生 労 働 省 令 で 定 \emptyset る 準

六条 を行 せて 受け とす 研び 項 て 修 臨床院四 ź。 考慮 E 第 おうとする場合にあっては、 ようとする病院が、 つい 項 第 するもの 号 研の 号 た 第 兀 いては、これらの見方並びに第四号、答 兀 条 |号の 第 とす 都 厚 生労働 \mathcal{O} 道 府 県知事 協 請 号に係 力型臨 省令 第 あ 七 で定 は、 뭉 0 る当 た 床 研 \Diamond 場 第 基 る基 一合に 該 + 修 幹 ・号及び 研 型 病 おい 院 臨 準 修 は、 協 と床 て、 共 研 力 第 当該協力 第十六 十四号に掲げる 協 施 同 修 次 励力施設と共同 コ該協力型臨床 E 法 設 L 病 第十 院 て 掲げるも 0 、条の二 第 臨 状 \mathcal{O} 床研: 況 指 六 号 旅 条 を 定 第 併 を \mathcal{O} \mathcal{O}

削

急医療を提供 していること。

> 病院 第十 を経 との 修協力施設 とあるの 準用する。 五. 臨床研修を行う基 項を除く。)」と、 連携体 読 修病院として共 を をいう。以下「大学 み替えるも 臨 床 前 制 研 条 この を記 修 0) 「大学病 病 次 規 のとする。 下 院 場 定 同 同 掲 合は し 及 ľ 院 た書類」 げ び に L て 厚 医 る お協)を構成することとなる関係施設相 لح l 学 を 生労 臨 事い力 床 1 項 , う。 とあ 働 履 研 臨 修を行うこととなる 修 大臣」とあ 第十二号 同 床)以外のもの るの 条研 第 修 は 病 及項院び中の る 第三号に のをいう。 置く大学に \mathcal{O} 第 指 + 次 定 に \mathcal{O} 掲 病 掲 申 病院 + 基 幹 げ
> 清
> に 号まで」と げ 施 **(**共 院 る書 以付属 0 設 三号 掲げる事 · で あっ 一 あっ 一 八同して 開 型 2 · 同 じ する から 設者 臨 互 類 間 床

指 定 \mathcal{O} 基

第 第七号、 六条 設と共 臨床研修 型臨 これ とする。 第三号 幹 該 同床 型 ら 厚 研修病 病院 0) 病 臨 第 L 生 第五 号に 九号 て 院 床 労 と共 臨 研 が 働 号及 床 院 修 次 係 大 ぶる当 0 同 病 研 \mathcal{O} 臣 第 十二 L 各号に 修 状況を併 U 院 は、 を行 て 0 該 第十一号に掲げる事項についてにて臨床研修を行い 第 |研修協力施設の状況を併せ||号及び第十六号||に掲げる事 第四 指 定をして おうとする場合にあ 適 合して 条 第 ては、 V 項 なら ると認 \mathcal{O} 申 な 請) | | | つこし、研修については、: する場合に 8 が いって るとき あ ただし、 0 は、 項については た 7 でなけ 考 場 にあっては、協力型 第 合 するも 協 当 五. 力施協 号 れお

略

四三一 臨 **『**床研修 急医療を提供 を行うため してい ること。 必 要 な 診 療 科 を置 7 いること。

五四 床 床 病研 理 修 検 を 討 行うため 1会を適 切 に 必 に 開 要 な 催 L 症 て 例 いること。 が あること。

削 る

十十九八七六 に \mathcal{O} 関 病 歴 に 関 する 情 報 を 適 の体制を を理 確し 保 ていること。 していること。

管 理 |委員会を設置していること。| |する安全管理のための体制を

プロ グラム 責任者を適切に配 置していること。

ること。 適切 研 修医 な 1医の募集定員が、研修医の適指導体制を有していること。 適 正 配 置 0) 観 点 か 6 適 切 で

受け入れ る 研 修 医 \mathcal{O} 数 が、 臨 床 研 修 を 行う た \otimes に 適 切 で あ

9なものであっ一 研修医の草 募集及び 採 用 \mathcal{O} 方 法 が 臨 床 研 修 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} た 8 に 適

研修医に 力型臨 床研 対する適 ること。 研修病院として研修する適切な処遇を確 修確 医 保 に し . 対 し て 11 るこ て 臨 床研 修 を行 0

- 七 臨床研修病院群を構成る。) 又は大学病院と連携- 六 協力型臨床研修病院、 実績 があ ること。 し研 修協 係施施施 設を記している。 設相互間で緊密 対を行うこと。 は(病院又は診 院又は診 療 所 に 限

を確 保していること。 床研修病院群を構 時成する関係と携して臨り 間で緊密な 連 携 体

2 は、 0 力型臨 当 申 該 病 2あった場合において、法第十六条の1院が次項各号に適合していること。1ま研修病院と共同して臨床研修を行 を行う 条の 場合に 第三 項 第四 あ 0 2

0

厚

生

労

働

省令

で

定

める基準

は

次

に

掲

げ

るも

 \mathcal{O}

とす

る。

び 第 前 +項 型四第 뭉 に 뭉 適 合し 二号 ていること。 第 六号 第 七 号 第 + 号 第十二 号 及

る 病 基 が 法 臨 第 床 +研 六 修 条 病 0 院として共 一第 項 各号に 同 L て 適 臨 合 床 L 研 ていること。 修を行うこととな

> 七六五 臨 臨 臨 床 床 病 床 研修 理 検 を 行う 討 会を た 適 \emptyset 切 に ĺ 必 開 要 催 な L 症 て 例 1 が ること。 あ ること。

修 0) 実 施 に 関 L 必 要な 施設 及び 設 備 を 有 l て V

十九八 研修管理が医療に関い 患者 0) 病 する に 安 関 全管理 でする 情 $\overline{\mathcal{O}}$ 報 ため を 適 の切 体制を確保していること。 いるこ

プログラム責任者を適切に配置して 委員会を設置してい ること。 1

を有していること。

あること。 研修医の募集定員適切な指導体制を 員 が、 研 修医 \mathcal{O} 適 正 配 置 \mathcal{O} 観 点 か 5 適 切 で

十四四 ること。 受ける 入れ る 研 修 医 \mathcal{O} 数 が、 臨 床 研 修 を 行う た \Diamond に 適 切

で

あ

十 五 切なものであっ一五 研修医の草 ること。 募 集 及 び 採 用 0 方法 が 臨 床 研 修 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} た \Diamond に 適

研修医に対する適 修 病 院として研 切 な 処 遇 を 修 確 医 保 に し 対 7 L 11 ること。 て 臨 床 研 修

た実績が 奏績があること。 協力型臨床研修 を 行

制を確保していること。十九 臨床研修病院群を構る。)又は大学病院と連 十九 協力型臨 床研: 修 と連携 を構 成すし 成する関 研 する関係施設相互間で緊密して臨床研修を行うこと。研修協力施設(病院又は診 密 診 療 な 連 所 携 に 限 体

<u>二</u> 十 て は、 協 当該病 力型臨 床研 が変現各号に適くが修病院と共同な 合していること。 う 場 合に あ 0

研修病院の指定が次の各号に済 厚生労; 働 大臣 適 合して は、院が ては 前 11 条 ならない。 0 ると認める 申 . 請 が あ ときでな 0 た場合に け お れ ば 1 協 当 力 型 該 臨病床院

定をし

十四号及び第十六号に適合していること。 前項第 -号 第二号、 第七号か 6 第 九号 ま 第 + 第

る病院 基 幹型臨: が 前 項 床 各号に 研修病院として共同して臨 合し てい ること。 床 研 修 を行うこととな

0

3 研お い都 て、 道 府 当県 知 病 事 院は、 が 項の規定により指定してはならない。が次の各号のいずれがの条のいずればならない。 れは か 前 に条 該の 当 申 Tするときは、 F請があった場 場合 臨 床に

修病 第 十三条第 院 0 指 定 をし て二年を経過していな項の規定により指定を 項 いこと。 消さ れ、 そ \mathcal{O} 取 消

0

日から起

算し

指 定 通 知

やか 条 の 二 都道 その旨を厚 府 県 知 生労働大臣 事 は 臨 床 に 研 通 修 知病 す 院 る も 0 指 定をし 0) لح する。 たとき は

0 届 出

第 げる 八 その旨 事 項 1を都道 幹型臨 に 変更 が床 府 生で 県 知 たとき 病 事 がに届 院 \mathcal{O} けは、開設 出 設 田 なけれ も し れ り れ れ日 ればならない。日から起算して一当該病院に関す 関する次に掲 一月以 内 に

九 略

2 床 る 7 す \mathcal{O} 準 研 前 は用 修 道 項 の規定は、 なの規定は、 な で次に! 病 府 県 の開設者を経由して都道府県知事」と読み替えて知事」とあるのは「共同して臨床研修を行う基なに掲げる事項(第九号に掲げる事項を除く。)」の場合において、同項中「次に掲げる事項」では、協力型臨床研修病院に関する変更の届出して 定 \mathcal{O} 知 と読み替えるもの ず項」とある出につい) 」 と、

プロ グラ 4 (更等)

ロす研 グる修 る 九 口 を行 グラムを 条研 場 ラ 期 合 7おうとする年度プムを設ける場へ場合に限る。以下場別して臨床研修 高に限 間及び に臨床 ム 基 幹 関 型 研 臨 修の 床 研 以下この条において同じ。研修を行う病院並びに研修の目標、臨床研修を行う分の目標、臨床研修を行う分研修病院の開設者は、研修 場合には、 - 度の 四 条第 前 三項 年度 一度の四日 各 号に |月三十日までに、当該研修プルグラムに基づく臨床研で同じ。) 又は新たに研修プ 掲 げ ·る書 修 分修 医のの プロ |の募集定員を変更||、当該分野ごとの 類 グラム 及 び 臨 を変 床 研 更 修 病 す

3 研お 修病院の学いて、単厚生労働 、 労 当 働 \mathcal{O} 指 該 定病 臣 をし 院が が で 次 第 四 **规定により指定いならない。** の各号のいずれの条第一項又は れは か前に条 該の 当 申 するとき 請 が あ 2 は、 た 場 臨 合 床に

0 第十四条第一時 項 て二年を経過し 0 規 てい 定 ないこと。 を 取 ŋ 消 さ れ そ 0) 取 消

(略)

L

新

更の届

出

第八 一〜九 (冬) 「その旨を厚生労働大ける事項に変更が生だ 大臣 じ 修 た 病 Eに届け出れたときは、 別院の開設 り出なければなは、その日から開設者は、当ま ればならない。 日から起算して 日該病院に関 関 て す 月る次

内に

に掲

2 とする。 床研修病空 るのは用 前 生労働 項 は「次に掲げる事項用する。この場合にお の規 院 大臣 0 定 は、 開 研設者を経由して厚生 区」とあるのは「共同 協 力型 のは「共同な(第九号には お臨い床 て、 て厚生労働 研 、同項中「次に掲げる事項の修病院に関 - 「次に掲げる変更の Μ研修を行う Ψ項を除く。 」と読み替えるもの研修を行う基幹型臨 る事 \mathcal{O} 届 ず項」とあ畑出につい) と、

研, 修プロ グラム 0) 更 等)

第 する場合に限る場合(臨床研 九条 口 『を行おうとする年』グラムを設ける世 ラム 基 に 幹 床型臨 関 ける場 る。 臨 京床以研 修 床 の研 以下この条において同じ。)研修を行う病院並びに研修医の目標、臨床研修を行う分野研修病院の開設者は、研修プ への前年度 への前年度 四 条第三 年度当 項 各号に の一部の一部である。 四月三十日までに、は姗修プログラムに基がいて同じ。)又は新 掲 げ ·る書 医野の ブ 類 \mathcal{O} 口 グラム 募 及 当 新たに び 基 集該 果定員を変r 吸分野ごと ゴづく 当 臨 該 床 を ガごとの更す 研臨 研 研 %修プ 修 修床 プ研 更 病

て、 院群 県 知 一年 同条第一項 : を 構 成 でする 出なければならない。項第十三号から第十七る関係施設相互間の連 一七号まり連携体制 でに 制 を記 掲 だがる事項を都道府を かんき かんき かんした 書類を添え

2 4 (略)

5 届 は、 け、 け出なけれずで、「一個でである。、研修プログラムの変更後」で、111日書の場合におい け 前 後速 11 て、 やか当 に、 該 変 その 更 ての旨を都道府県及を行った病院の 県知事の開設 に 者 5

十二条 知 事に提 当 がに提出に 基 |に関する次に掲げる事| |幹型臨床研修病院の開 しなければならな 項を 設 者 は、 記 載 L 毎 た 年 報 兀 告 月三十日までに 書を都 道府県

2 ~ 十 三 (略)

削 る)

報 告 0 徴 収及び 指 示

第 十三 めることができる。 条 厚 生労 働 大臣 修 病 は 院の 臨 床 開設者又は 研 修 \mathcal{O} 実 施に 管 理 者 関 に L 対 必 L 要 が て 報告を求 あると認

2 事項について適当でないと認めるときは 施 生 設、 一労働 設備、 臣 は、 研 修 研 医 修 の ブ 処 口 遇その グ / ラム、 他 研 0 臨 修 臨 床 医 床 研 0 研修 修 募 0) 集 病 実 定 施 院 員 \mathcal{O} 関する 開 指 設者 導

に対

して

必

要な

指示をすることが

できる。

3 又は管理者 院 厚 生労働 \mathcal{O} 報 開 告 設 大臣 0) 者 徴 又 は 収 は 又 管 は 理 臨 者に 床 前 研 項 対 修 0) 病院群に 必 Ļ 要 な 協 指 力型 示 0 をす 臨 V て 床 ることが は 研 修 病 基 院に 幹 型 で 関する第 きる。 臨 床 研 修

0) 消 j

第

都 取

道 消

府県

知 事 は、

臨

床

研

修

0

各号

ず 床

研れ 修か

兀 病

項 院

の が

規 次

定

に

ょ

ŋ 0

臨

定

0

U

院該

当するときは、

0)

指

定

を取

ŋ

消すことができる。 法第十六条の二第

病に 第 院の指定を取り消該当するときは、 + 四 指 定 厚取 生労働 消 すことができる。 法第十六 大 臣 は、 条の二第 臨 床 研 修病 項 院 の規 が 次 の各 定 に ょ 号 ŋ 0 V 臨 ず 床 研れ 修か 病に

働大臣に届け出なければて、同条第一項第十三号院群を構成する関係施設 ればならない。 **労から第十七号まで** 設相互間の連携体制 でに 制 を 掲 記 げ 載 る事 L た 事項を厚生労 ()

2 \ \ 4 (略)

届は、 前 け り出なければならない一研修プログラムの弥削項ただし書の場合に ればならない。 一合に 変更 におい 後 仮速やからなて、当時 に、 該 変更を行 その 旨 を 0 厚た 病 生 労 院 働 0) 大臣設 に

(報告)

第十二条 大臣に提出しなければならない。 、当該病院に関する次に掲げる事項を記 基幹 型臨 床 研 修 |病院の 開設者 は、 載し 毎 た 年 報 兀 月三 告 書 + を 厚 日 1までに 生 一労働

一 十 三

2

(定員の通知) (定員の通知) (定員の通知)	きは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。第十五条 都道府県知事は、臨床研修病院の指定の取消しをしたと (指定の取消しの通知)	一 法第十六条の二第三項各号の基準に適合しなくなったとき。 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 二〜五 (略) 第十四条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しの申請 を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の取消した申請書を、共同といるときば、その指定を取り消すことができる。
	(新設)	一 臨床研修病院の区分ごとに、第六条第一項及び第二項に規定 するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。

		امدما	
(削る)	第十九条の二	第十八条・第十九条	(報告の徴収等) (報告の徴収を持つた場合には都道府県知事に、その報告の徴収を持つた場合には都道府県知事に、その関係に関いできる。
受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が大学病院を基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定をに対する第六条第一項又は第二項の規定の適用については、当該臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者臨床研修病院と共同して臨床研修を行うことにより、基幹型(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例)	第十八条	第十六条・第十七条	(新設)

(国の開設する臨床研修病院の特例)

で一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では	条第二一研修を行うの	て	項 修病院の開	条第二 研修を行う	第十二報告書を、	院の開設者を経	を行う基幹型臨	項を、共同	第二項第十七号ま	第九条 同条第一項第	大臣」と	設者を経由	基幹型臨床	共同して臨	第二項 労働大臣」	第八条を除く。)	大臣」	設者を経由	行うこととな	して共同し	、基幹型臨床	労働大臣」	第五条を除く。)	それぞれ同表の下欄に	には、次の表の上欄に	基草型医反而作罪的
設者を経由	基幹型臨末研申請書を		開設者を経由し	を行う基幹型臨床研	共同して臨床 報告書を	を経由して	型臨床研修病	して臨床研修項を	でに掲げる事 第十七	第十四号から 同条第		して厚生労働	研修病院の開	床研修を行う	とあるのは「	」と、「厚生を除く		して厚生労働	なる病院の開	て臨床研修を	床研修病院と	とあるのは「	」と、「厚生」を除く	に掲げる字句とする。	に掲げる規定中同表の	の指定を受じようとす
	音を				音を				1号までに掲げる事	一項第十四号						、) 」と							、。)」と		中欄に掲げる字句は	る者とみなされる場

(国の開設する臨床研修病院の特例)

掲げる字句に読み替えるものとする。掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に第二十条 国の開設する臨床研修病院については、次の表の上欄に

_							
第六条	(削る)			第五条	(削る)	-	第一頁条
開設者又は管理者		(削る)	一次に掲げる事項」と 「第十二号及び第十三号 に掲げる事項を除く。) とあるのは「、基幹型區 とあるのは「、基幹型區 とあるのは「、基幹型區 して都道府県知事」と して都道府県知事」と	3		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	欠こ曷げる事頁開設者
管理者			- 開設者」とあるのは - 開設者」とあるのは「次に掲げる事項を記載した申請がる事項を記載した申請除く。)を記載した申請除く。)を記載した申請除く。)を記載した申請の病院として共同して明節を行うこととなる病院の所管大臣を経由して都道府県知事」とある病院の所管大臣を経由して都道府県知事」とあるのは - 開設者」とあるのは -			掲げる事項	第二号から第十八号まで所管大臣
第六条	第六条			第五条	第三項条	-	第四頁条
開設者又は管理者	申請	「次に掲げる書類	- 次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項を除く。)に掲げる事項を除く。)とあるのは「、基幹型にとあるのは「、基幹型になる病院の開設者を経由して厚生労働大臣」とでは、基幹型になる病院の開設者を経ります。		申請書	提出しなければなりればない。	欠こ掲げる事項を記載し、開設者
管理者	申出	書類と、「次に掲げる「申請書」とあるのは「	- 開設者」とあるのは 書を厚生労働大臣に申し で第十三号に掲げる事項 で第十三号に掲げる事項 で第十三号に掲げる事項 で第十三号に掲げる事項 で第十三号に掲げる事項 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請 を除く。)を記載した申請		書面	に申し出るものとす面をもって厚生労働掲げる事項を記載し	第二号から第十八号まで所管大臣

(削	第五	第九		第第二	第一年	第中	第 第 第 二 八 一	第二条	第三項
n る)	項	条		項	入 項	条	二八 一項条 項	条号	項
	(削る)	開設者	開設者	げる書類	「第四条第三頁各号こ曷」(削る)	開設者	次に掲げる事項」と「次に掲げる事項」と	開設者	
		所管大臣	所管大臣	万に掲げると、「第	「開设者」とあるのは「	所管大臣	掲げる事項 「次に掲げる事項(第一 「次に掲げる事項(第一 「次に掲げる事項(第一 「次に掲げる事項(第一	所管大臣	
第十条	第五項	第九条		第二項	第一項	第九条	第 第 二 八 可 条	第二条	第三項
出	届け出なければならない	者	開設者を経由して」と	げる書類	「第四条第三頁各号こ場届け出なければならない		次に掲げる事項 居出 「次に掲げる事項」と 「次に掲げる事項」と 「次に掲げる事項」と 「次に掲げる事項」と を行う基幹型臨床研修病 を行う基幹型臨床研修病	開設者	
通知した	通知するものとする		するものとする」とない」とあるのは「通知ない」とあるのは「通知をいればならい。	第三項各号に掲げる書類所管大臣」と、「第四条	「開设者」とあるのは「通知するものとする	所管大臣	第二号から第九号までに 掲げる事項 通知するものとする 通知するものとする 「開設者」とあるのは「 「開設者」とあるのは「 「次に掲げる事項(第一 「次に掲げる事項(第一 「厚生労働大臣に届け出 なければならない」とあ なければならない」とあ るのは「共同して臨床研修 修を行う基幹型臨床研修 で厚生労働大臣に通知す るものとする」と	所管大臣	

号 条 第 十 五 三	号 条 第 第 十 四 三	(削る)		項 条 第 第 十 二	項 条 第 第 一		
第七条から第十二条までの規定に違反したとき	第二		開設者	「次に掲げる事項を	開設者		
き 一 第 条 三	当でないと認味研修を行ては不正の行理者に医事に		所管大臣	げる事項を所管大臣」と、「次に掲所管大臣」と、「次に掲	所管大臣		
	号 条 第 第 十 四 四	第項条第項条第三及第十 第十項び二三 一三		項 条 第 第 十 二 二	項 条 第 第 十 一二	号条第十五一	号 条 第 十 四 一
第七条から第十二条まで	す六る条	指 開設者	開設者	「次に掲げる事項を	開設者	届出	申請中である
第十条及び第十一条の規第十条及び第十一条の規信届け出た」とあるのは「届け出た」とあるのは「届け出た」とあるのは	ががかた	新	所管大臣	げる事項を所管大臣」と、「次に掲所開設者」とあるのは「	所管大臣	通知	申し出ている

3 2	証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならな――許証の写る者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び医師免――する者は十一条――法第十六条の六第一項の規定による登録を受けようと 第二十一条臨床研修を修了した旨の登録の申請)	第三項 第三項 所管大臣 (新設)	項 条第三 第十五 申		第二3	第一 五	項及び 項 項 規 条第一 (削る) 4 条第一 (削る) 4 条第一 (削る) 4 条第一 (削る) 4 4 4 4 4 4 4 4 4		(削る)	開設者又は管理者管理者第十四			
٧١	を添え、これを厚生労様式第一号による申請法第十六条の四第一項を修了した旨の登録の		申請	ければならない厚生労働大臣に提出しな	申請書を	利皮	提出しなければならない申請書を厚生労働大臣に	開設者	指示	開設者又は管理者			
て臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の	働大臣に提出しなければならな書に臨床研修修了証及び医師免の規定による登録を受けようと申請)		申出	ものとする 厚生労働大臣に申し出る	書面をもって	斤管 フェ	臣に申し出るものとする書面をもって厚生労働大	管大臣	勧告	管理者	とする と読み替えるもの	届出」とあ	ている」と、同条第五号

	3	
第二十二条・第二十三条	医師免許証及び必要な書類」とする。ては、同項中「臨床研修修了証及び医師免許証」とあるのは、「において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用につい法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院	
第二十二条・第二十三条	師免許証」とあるのは、「医師免許証及び必要な書類」とする。第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証及び医院とみなされた外国の病院において臨床研修を修了した者に係る法第十六条の二第四項の規定により厚生労働大臣の指定する病する臨床研修修了証に相当する書類」とする。	用については、同項中「臨床研

第

附 則

(施行期日)

1 この省令は、 平成三十二年四 月一 日 か ら施行する。

経 この省令の施行 過 措 置 の 日 (以下「施行日」という。) 前にこの省令による改正前の医師法第十六条の二

2

項に規定する臨床研 修に関する省令(以下「旧 臨床研修省令」という。)の規定によりされた指定等の処

分その他 \mathcal{O} 行為 以 下この項に お *(*) て 「処分等の 行為」 という。)又はこの省 令の 施 行 \mathcal{O} 際 現 に 旧 臨 床 研

修 省 で、 令 \mathcal{O} 施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは 規 定によりされ て 7 る指定等 \mathcal{O} 申 請 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行 為 (以下この 項 E お 1 7 申 請 等 \mathcal{O} 行 為 施 行 とい 日 以 う

後におけるこの省令による改正 後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨 床研修に関する省令 (以下「

新 臨 床研 修省令」という。) \mathcal{O} 適用 については、 新臨 床研 修 省 令の 相当規定によりされた処分等 \mathcal{O} 行為又

は 申 請 等 0) 行 為とみなす。

3

 \mathcal{O} 省令 \mathcal{O} 施行 前に旧 臨床研究 修省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない · 事

第

項で、 定により この省令の施行日前にその手続がされて 地 方公共 寸 体 \mathcal{O} 相 当の 機関 に 対 L うて 届· 出 **,** \ その ない ものについては、 他 \mathcal{O} 手 続 を L なけ これを、 れ ば ならない事 新臨 床研修省令 項に っつい てその手 \mathcal{O} 相当規

続がされ 7 1 な 7 ŧ 0 とみなして、 新 臨 床研修 省 令の 規 定 を 適用、 ずる。